

## I F R S 任意適用関係改正の経過措置（予定）の概要

- 施行は公布の日とする（公布の日は未定。）。
- 適用開始は、年度は、2010年3月期から、四半期は2011年3月期の第1四半期から、中間は2011年3月期の中間期からとする。

### 日本基準適用会社が I F R S に移行する場合

- はじめて I F R S（指定国際会計基準をいう。以下同じ。）による連結財務諸表を提出する場合には、I F R S による連結財務諸表（2期分）及び前期期首の開始貸借対照表（日本基準との調整開示を含む）の作成を義務付ける。また、日本基準による連結財務諸表（2期分）の作成を義務付ける。このうち、当期の日本基準による連結財務諸表については、監査対象外とする。
- 上記の連結財務諸表提出後、はじめて I F R S による四半期連結財務諸表を提出する場合には、1年を通して（第1四半期から第3四半期まで）、I F R S による四半期連結財務諸表（2期分）に加え、日本基準による四半期連結財務諸表（2期分）の作成を義務付ける。このうち、当四半期の日本基準による四半期連結財務諸表については、レビュー対象外とする。
- 第1四半期から I F R S による四半期連結財務諸表の提出を開始することも可能とする。この場合には、I F R S による四半期連結財務諸表（2期分）に加え、日本基準による四半期連結財務諸表（2期分）の作成を義務付ける。また、I F R S による連結財務諸表（2期分：前期及び前々期）及び前々期期首の開始貸借対照表（日本基準との調整開示を含む）に加え、日本基準による連結財務諸表（2期分：前期及び前々期）の作成を義務付ける。このうち、当四半期の日本基準による四半期連結財務諸表については、レビュー対象外とする。
- 連結財務諸表を作成していない会社が日本基準による財務諸表（2期分）に併せて、はじめて I F R S による財務諸表を提出する場合には、I F R S による財務諸表（2期分）及び前期期首の開始貸借対照表（日本基準との調整開示を含む）の作成を義務付ける。

#### 米国基準適用会社が I F R Sに移行する場合等

- 米国基準適用会社がはじめて I F R Sによる連結財務諸表を提出する場合には、I F R Sによる連結財務諸表（2期分）及び前期期首の開始貸借対照表（日本基準との調整開示を含む）の作成を義務付ける。また、米国基準による連結財務諸表（2期分、日本基準で作成した場合と米国基準で作成した場合との差異に関する注記を含む）の作成を義務付ける。このうち、当期の米国基準による連結財務諸表については、監査対象外とする。
  
- 上記の連結財務諸表提出後、米国基準適用会社がはじめて I F R Sによる四半期連結財務諸表を提出する場合には、1年を通して（第1四半期から第3四半期まで）、I F R Sによる四半期連結財務諸表（2期分）に加え、米国基準による四半期連結財務諸表（2期分、日本基準で作成した場合と米国基準で作成した場合との差異に関する注記を含む）の作成を義務付ける。このうち、当四半期の米国基準による四半期連結財務諸表については、レビュー対象外とする。
  
- 第1四半期から I F R Sによる四半期連結財務諸表の提出を開始することも可能とする。この場合には、I F R Sによる四半期連結財務諸表（2期分）に加え、米国基準による四半期連結財務諸表（2期分）、日本基準で作成した場合と米国基準で作成した場合との差異に関する注記を含む）の作成を義務付ける。また、I F R Sによる連結財務諸表（2期分：前期及び前々期）及び前々期期首の開始貸借対照表（米国基準との調整開示を含む）に加え、米国基準による連結財務諸表（2期分：前期及び前々期、日本基準で作成した場合と米国基準で作成した場合との差異に関する注記を含む）の作成を義務付ける。このうち、当四半期の米国基準による四半期連結財務諸表については、レビュー対象外とする
  
- 2010年3月期までに連結財務諸表を米国基準によって提出している会社等については、当分の間、引き続き提出を認める（府令改正後に、はじめて米国基準によって提出する会社等についても、2010年3月決算までは認め、継続提出も認める。）。

提出書類のイメージ  
 (2010年3月期の年度末より指定国際会計基準を適用した場合)

年度末ベース

	2009年3月期		2010年3月期		2011年3月期	
	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分
<b>連結財務諸表</b>  (注) 連結財務諸表提出会社の個別財務諸表は、J-GAAPによるものしか認められない。	J-GAAP	J-GAAP	IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 開始B/S IFRS (調整開示を含む) + J-GAAP	IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + J-GAAP (監査対象外)	IFRS	IFRS
					J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記

- (注1) J-GAAP：いわゆる日本基準による連結財務諸表（連結財務諸表規則改正案第1章から第6章までの規定によるもの）
- (注2) IFRS：指定国際会計基準による連結財務諸表（連結財務諸表規則改正案第7章の規定によるもの）
- (注3) 開始B/S：前年度（2009年3月期）の開始時（2008年4月1日）における、指定国際会計基準により作成した連結貸借対照表に相当するもの
- (注4) 調整開示：指定国際会計基準のうち、国際財務報告基準（IFRS）第1号に規定する「調整表(Reconciliations)」による開示

提出書類のイメージ  
 (2010年3月期の年度末より指定国際会計基準を適用した場合)

四半期末ベース

	2010年3月期		第1四半期		第2四半期		第3四半期	
	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分
<b>連結財務諸表</b>	期末 IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 開始B/S IFRS (調整開示を含む) + 期末 J-GAAP	期末 IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 期末 J-GAAP (監査対象外)	1Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 1Q J-GAAP	1Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 1Q J-GAAP (レビュー対象外)	2Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 2Q J-GAAP	2Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 2Q J-GAAP (レビュー対象外)	3Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 3Q J-GAAP	3Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 3Q J-GAAP (レビュー対象外)

- (注1) J-GAAP：いわゆる日本基準による連結財務諸表（連結財務諸表規則改正案第1章から第6章までの規定によるもの）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則改正案第1章から第5章までの規定によるもの）
- (注2) IFRS：指定国際会計基準による連結財務諸表（連結財務諸表規則改正案第7章の規定によるもの）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則改正案第6章の規定によるもの）
- (注3) 開始B/S：前年度（2009年3月期）の開始時（2008年4月1日）における、指定国際会計基準により作成した連結貸借対照表に相当するもの
- (注4) 調整開示：指定国際会計基準のうち、国際財務報告基準（IFRS）第1号に規定する「調整表(Reconciliations)」による開示

提出書類のイメージ  
 (2011年3月期の第1四半期より指定国際会計基準を適用した場合)

四半期末ベース

	2010年3月期		第1四半期		第2四半期		第3四半期	
	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分
<b>連結財務諸表</b> (注) 連結財務諸表提出会社の個別財務諸表は、J-GAAPによるものしか認められない。	J-GAAP	J-GAAP	1Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 1Q J-GAAP	1Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 1Q J-GAAP (レビュー対象外)	2Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 2Q J-GAAP	2Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 2Q J-GAAP (レビュー対象外)	3Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 3Q J-GAAP	3Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 3Q J-GAAP (レビュー対象外)
			+ 前々期末 IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 開始B/S IFRS (調整開示を含む)	+ 前期末 IFRS J-GAAPとの差異に関する注記				
			+ 前々期末 J-GAAP	+ 前期末 J-GAAP				

(注1) J-GAAP：いわゆる日本基準による連結財務諸表（連結財務諸表規則改正案第1章から第6章までの規定によるもの）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則改正案第1章から第5章までの規定によるもの）

(注2) IFRS：指定国際会計基準による連結財務諸表（連結財務諸表規則改正案第7章の規定によるもの）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則改正案第6章の規定によるもの）

(注3) 開始B/S：前々年度（2009年3月期）の開始時（2008年4月1日）における、指定国際会計基準により作成した連結貸借対照表に相当するもの

(注4) 調整開示：指定国際会計基準のうち、国際財務報告基準（IFRS）第1号に規定する「調整表(Reconciliations)」による開示

提出書類のイメージ  
 (2010年3月期の年度末より指定国際会計基準を適用した場合)

年度末ベース

	2009年3月期		2010年3月期		2011年3月期	
	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分
個別財務諸表	J-GAAP	J-GAAP	J-GAAP +	J-GAAP +	J-GAAP +	J-GAAP +
			IFRS (調整開示を含む)	IFRS	IFRS	IFRS
			+			
			開始B/S IFRS (調整開示を含む)			

(注1) J-GAAP：いわゆる日本基準による財務諸表（財務諸表等規則改正案第1章から第6章までの規定によるもの）

(注2) IFRS：指定国際会計基準による財務諸表（財務諸表等規則改正案第7章の規定によるもの）

(注3) 開始B/S：前年度（2009年3月期）の開始時（2008年4月1日）における、指定国際会計基準により作成した貸借対照表に相当するもの

(注4) 調整開示：指定国際会計基準のうち、国際財務報告基準（IFRS）第1号に規定する「調整表(Reconciliations)」による開示

	2009年3月期		2010年3月期		2011年3月期	
	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分
<b>連結財務諸表</b>  (注)連結財務諸表提出会社の個別財務諸表は、J-GAAPによるものしか認められない。	US-GAAP  J-GAAPとの差異に関する注記	US-GAAP  J-GAAPとの差異に関する注記	IFRS  J-GAAPとの差異に関する注記  + 開始B/S IFRS (調整開示を含む)  + US-GAAP  J-GAAPとの差異に関する注記	IFRS  J-GAAPとの差異に関する注記  + US-GAAP (監査対象外)  J-GAAPとの差異に関する注記	IFRS  J-GAAPとの差異に関する注記	IFRS  J-GAAPとの差異に関する注記

(注1) J-GAAP：いわゆる日本基準による連結財務諸表（連結財務諸表規則改正案第1章から第6章までの規定によるもの）

(注2) IFRS：指定国際会計基準による連結財務諸表（連結財務諸表規則改正案第7章の規定によるもの）

(注3) US-GAAP：米国基準による連結財務諸表（経過措置によるもの）

(注4) 開始B/S：前年度（2009年3月期）の開始時（2008年4月1日）における、指定国際会計基準により作成した連結貸借対照表に相当するもの

(注5) 調整開示：指定国際会計基準のうち、国際財務報告基準（IFRS）第1号に規定する「調整表(Reconciliations)」による開示

	2010年3月期		第1四半期		第2四半期		第3四半期	
	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分
<b>連結財務諸表</b>  (注)連結財務諸表提出会社の個別財務諸表は、J-GAAPによるものしか認められない。	期末 IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 開始B/S IFRS (調整開示を含む) + 期末 US-GAAP J-GAAPとの差異に関する注記	期末 IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 期末 US-GAAP (監査対象外) J-GAAPとの差異に関する注記	1Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 1Q US-GAAP J-GAAPとの差異に関する注記	1Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 1Q US-GAAP (レビュー対象外) J-GAAPとの差異に関する注記	2Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 2Q US-GAAP (レビュー対象外) J-GAAPとの差異に関する注記	2Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 2Q US-GAAP (レビュー対象外) J-GAAPとの差異に関する注記	3Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 3Q US-GAAP (レビュー対象外) J-GAAPとの差異に関する注記	3Q IFRS J-GAAPとの差異に関する注記 + 3Q US-GAAP (レビュー対象外) J-GAAPとの差異に関する注記

(注1) J-GAAP：いわゆる日本基準による連結財務諸表（連結財務諸表規則改正案第1章から第6章までの規定によるもの）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則改正案第1章から第5章までの規定によるもの）

(注2) IFRS：指定国際会計基準による連結財務諸表（連結財務諸表規則改正案第7章の規定によるもの）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則改正案第6章の規定によるもの）

(注3) US-GAAP：米国基準による連結財務諸表（経過措置によるもの）

(注4) 開始B/S：前年度（2009年3月期）の開始時（2008年4月1日）における、指定国際会計基準により作成した連結貸借対照表に相当するもの

(注5) 調整開示：指定国際会計基準のうち、国際財務報告基準（IFRS）第1号に規定する「調整表(Reconciliations)」による開示

	2010年3月期		第1四半期		第2四半期		第3四半期	
	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分
<b>連結財務諸表</b>  (注)連結財務諸表提出会社の個別財務諸表は、J-GAAPによるものしか認められない。	US-GAAP	US-GAAP	1Q IFRS	1Q IFRS	2Q IFRS	2Q IFRS	3Q IFRS	3Q IFRS
	J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記
			+ 1Q US-GAAP	+ 1Q US-GAAP (レビュー対象外)	+ 2Q US-GAAP	+ 2Q US-GAAP (レビュー対象外)	+ 3Q US-GAAP	+ 3Q US-GAAP (レビュー対象外)
			J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記
		前々期末 IFRS	前期末 IFRS					
		J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記					
		+ 開始B/S IFRS (調整開示を含む)						
		+ 前々期末 US-GAAP	+ 前期末 US-GAAP					
		J-GAAPとの差異に関する注記	J-GAAPとの差異に関する注記					

(注1) J-GAAP：いわゆる日本基準による連結財務諸表（連結財務諸表規則改正案第1章から第6章までの規定によるもの）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則改正案第1章から第5章までの規定によるもの）

(注2) IFRS：指定国際会計基準による連結財務諸表（連結財務諸表規則改正案第7章の規定によるもの）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則改正案第6章の規定によるもの）

(注3) US-GAAP：米国基準による連結財務諸表（経過措置によるもの）

(注4) 開始B/S：前々年度（2009年3月期）の開始時（2008年4月1日）における、指定国際会計基準により作成した連結貸借対照表に相当するもの

(注5) 調整開示：指定国際会計基準のうち、国際財務報告基準（IFRS）第1号に規定する「調整表(Reconciliations)」による開示